

平成 27 年度 「環境未来都市」構想推進協議会総会

議事次第

＜議決事項＞

第1号議案	規約等の改正について	……1
第2号議案	構成員の追加及び役員の選出等について	……3
第3号議案	第5回国際フォーラムの開催について	……6
第4号議案	ワーキンググループの活動について	……7

＜報告事項＞

- 報告1. 後援名義の発出について
- 報告2. その他の活動状況について



「環境未来都市」構想推進協議会

第1号議案 規約等の改正について

1. 「環境未来都市」構想推進協議会規約の改正（案）

（1）改正理由

内閣府及び内閣官房の組織再編のため。

（2）改正内容

「環境未来都市」構想推進協議会規約（平成20年12月14日施行）の一部を新旧対照表のとおり改正する。

「環境未来都市」構想推進協議会規約の一部改正新旧対照表（案）

新	旧
第1条 ～ 第8条 略 （事務局） 第9条 本会の事務局は、 <u>内閣府地方創生推進室</u> に置く。 2 事務局長は、 <u>内閣府地方創生推進室長</u> とする。 3 略	第1条 ～ 第8条 略 （事務局） 第9条 本会の事務局は、 <u>内閣官房地域活性化統合事務局</u> に置く。 2 事務局長は、 <u>内閣官房地域活性化統合事務局長</u> とする。 3 略

※改正後の規約の全文は別紙1のとおり



2. 「環境未来都市」構想推進協議会規約の後援等名義に関する規定の改正（案）

（１）改正理由

「環境未来都市」構想推進協議会規約の一部変更によるもの。

（２）改正内容

「環境未来都市」構想推進協議会規約の後援等名義に関する規程（平成 21 年 4 月 1 日施行）の一部を新旧対照表のとおり改正する。

「環境未来都市」構想推進協議会規約の後援等名義に関する規程の
一部改正新旧対照表（案）

新	旧
第 1 条 ～ 第 2 条 略 （申請手続） 第 3 条 行事等の主催者は、別紙様式による申請書に、次に掲げる関係書類を添えて、当該行事等の 1 か月前（ポスターその他の印刷物等に後援等団体名を掲載する場合には、その印刷の 1 か月前）までに、「環境未来都市」構想推進協議会会長（以下「会長」という。）に申請を行わなければならない。 （１）～（３） 略 2 会長は、前項の申請を受理した場合には、<u>内閣府地方創生推進室</u> に当該申請書の写しを送付するものとする。 第 4 条 ～ 第 6 条 略 （承認の取消） 第 7 条 主催者等が前条第 2 号の勧告に従わない場合は、会長は、<u>内閣府地方創生推進室</u> と協議の上、速やかに承認を取り消し、直ちに主催者等に通知するとともに、必要な措置を講じなければならない。	第 1 条 ～ 第 2 条 略 （申請手続） 第 3 条 行事等の主催者は、別紙様式による申請書に、次に掲げる関係書類を添えて、当該行事等の 1 か月前（ポスターその他の印刷物等に後援等団体名を掲載する場合には、その印刷の 1 か月前）までに、「環境未来都市」構想推進協議会会長（以下「会長」という。）に申請を行わなければならない。 （１）～（３） 略 2 会長は、前項の申請を受理した場合には、<u>内閣官房地域活性化統合事務局</u> に当該申請書の写しを送付するものとする。 第 4 条 ～ 第 6 条 略 （承認の取消） 第 7 条 主催者等が前条第 2 号の勧告に従わない場合は、会長は、<u>内閣官房地域活性化統合事務局</u> と協議の上、速やかに承認を取り消し、直ちに主催者等に通知するとともに、必要な措置を講じなければならない。

※改正後の規約の全文は別紙 2 のとおり



「環境未来都市」構想推進協議会

第2号議案 構成員の追加及び役員の選出等について

1. 構成員の追加について

「環境未来都市」構想推進協議会（以下「協議会」という。）の構成員については、平成26年7月23日に開催した「平成26年度『環境未来都市』構想推進協議会総会」時の計240団体から、以下の4団体の入会がありました。その結果、現在は計244団体となっている。

（自治体） 北海道ニセコ町

（民間団体等） 株式会社九電工
第一交通産業株式会社
住友商事株式会社

（届出順）

	前回総会時 参加団体数 (H26.7.23)	平成27年4月30日現在まで		
		入 会	退 会	累 計
市 区 町 村	113	1	0	114
都 道 府 県	46	0	0	46
関 係 府 省	12	0	0	12
関 係 政 府 機 関 等	28	0	0	28
民 間 団 体 等	41	3	0	44
合 計	240	4	0	244

※追加後の構成員は、別紙3のとおり



「環境未来都市」構想推進協議会

2. 平成 27 年度の役員等について（案）

協議会規約第 5 条第 2 項及び第 3 項、並びに第 7 条第 1 項に基づき、平成 27 年度の役員等を次のとおり選出する。

会 長	北九州市長（留任）
幹 事	
（市区町村）	下川町（留任） 青森市（留任） 大船渡市（留任） 陸前高田市（留任） 住田町（留任） 東松島市（留任） 柏市（留任） 横浜市（留任） 富山市（留任） 御嵩町（留任） 名古屋市（留任） 京都市（留任） 広島市（留任） 高知市（留任） 熊本市（留任） 宮古島市（留任）
（都道府県）	北海道（留任） 埼玉県（留任） 岐阜県（留任） 愛知県（留任） 大阪府（留任）
（関係省庁）	内閣官房（留任） 農林水産省（留任） 経済産業省（留任） 国土交通省（留任） 環境省（留任） 内閣府（新任）



「環境未来都市」構想推進協議会

<低炭素都市推進部会>

**部会長
委 員**

北九州市長（留任）
帯広市（留任）
下川町（留任）
千代田区（留任）
横浜市（留任）
富山市（留任）
飯田市（留任）
豊田市（留任）
京都市（留任）
堺市（留任）
橿原町（留任）
水俣市（留任）
宮古島市（留任）



「環境未来都市」構想推進協議会

第3号議案 第5回国際フォーラムの開催について

環境未来都市等における我が国の優れた取組の世界に向けた情報発信や国際連携促進に関する業務の一環として、国際フォーラムを開催する。

名 称 第5回「環境未来都市」構想推進国際フォーラム

場 所 国内

日 付 平成27年10月下旬を予定



第4号議案 ワーキンググループの活動について

I 平成26年度のワーキンググループの活動報告について

平成26年度の各ワーキンググループの活動内容は、以下のとおりである。

1. 環境・社会・経済3つの価値の創造検討WG

(1) 開催実績

○第1回会合 平成26年10月7日（火）～8日（水）

於：北九州国際会議場32会議室

参加者：40名（23団体）

うち、市区町村：20名/12団体、関係省庁：2名/1団体、
政府関係機関：3名/1団体、民間団体：15名/9団体）

<1日目>

- ・本WGの趣旨、進め方等の説明
- ・開会のご挨拶（北九州市顧問）
- ・基調講演1（PwC発表）：
「自由化後の日本の電力市場における自治体の役割
～ドイツにおける先行事例を参考にした日本の未来像～」
- ・基調講演2（北九州市発表）：
「北九州市響灘地区における電力事業集積による自治体ビジネスモデル」
- ・基調講演を受けて：
「スマートシティにおける地域エネルギー計画」
- ・グループディスカッションおよび討議内容発表

<2日目>

- ・視察1：北九州市スマートコミュニティ事業視察（東田地区）
- ・視察2：エコテクノ2014
- ・視察3：響灘地区視察（若松区響灘エリア）

○第2回会合 平成27年1月19日（月）～20日（火）於：浦添市9階講堂

参加：37名（25団体）（オブザーバー参加：42名、25団体）

うち、市区町村：12名/8団体、関係省庁：3名/1団体、
民間団体：22名/13団体
（オブザーバー：市町村：4名/3団体、民間：38名/22団体）

<1日目>

- ・本WGの趣旨、進め方等の説明
- ・開会のご挨拶（浦添市市長）
- ・基調講演1（建築環境・省エネルギー機構発表）：
「地域エネルギー計画におけるコベネフィットの活用と事業スキームのあり方」

- ・基調講演 2（PwC 発表）：
「環境未来都市型まちづくり新ビジネスモデルの探究
～エネルギーと都市再開発の官民学金連携モデル～」
- ・基調講演 3（浦添市発表）
「浦添市まちづくり政策の取り組みについて」
- ・グループディスカッションおよび討議内容発表（テーマ 1）

< 2 日目 >

- ・グループディスカッションおよび討議内容発表（テーマ 2）
- ・視察 1：米軍牧港補給基地（米軍基地返還後再開発予定地 270ha）
- ・視察 2：西海岸第 1 ステージ開発地（那覇港浦添ふ頭地区埋立地 18ha）
- ・視察 3：浦添グスク（首里城以前の中山王城址、沖縄戦戦争遺跡）
- ・視察 4：モノレール新駅「てだこ浦西駅」周辺まちづくり開発地
（平成 31 年開業 20ha）

（2）活動成果

○環境未来都市も 3 つの価値が成立する条件は、「①環境価値と経済価値の両価値が成立」か「②社会価値と経済価値の両価値が成立」しなければならない。つまり、「こうした条件が成立するにはどうしたら良いのか？」それを探求することを本ワーキングの最大の目的とした。しかし、これまでの慣習や概念が障壁になり、官民連携のあり方を変えたり、あらたな関係を構築したりしなければこれらの条件が成立できないであろうとする仮定の下、これをブレークスルーするため自治体が取り組む事業において、官民連携での事業化・民営化・資金調達をいかに実践していくかについて、講演、事例、闊達なフリーディスカッションによるブレインストーミングを行った。少人数（1卓 5～7 人程度）による全員参加型のブレインストーミング形式のディスカッションにより、個々の自治体・企業が抱える問題を気軽に共有化し、前向きな提案を出しあうことにより、日々の実務における問題解決の糸口を参加メンバーが持つて帰ることができた。これらの成果は必ずしもプレゼン資料等の成果物になった訳ではないが、それ以上に参加メンバーの環境未来都市推進における問題共有とノウハウの共有、共通課題の解決策若しくは考え方という形で成果となったと思われる。

○今年度は、グループディスカッションに加え、より本ワーキングを実践的な意見交換の場とするため、北九州市と浦添市に協力を得て、各市が取り組む環境未来都市型まちづくり事業の現場及び候補地を視察する行程を組み入れた。これにより、ディスカッションを通して深めた理解や問題意識を、現場レベルで体感するといった具体的な意見交換・知識の共有が可能となった。



「環境未来都市」構想推進協議会

2. オープンデータを活用した課題解決型まちづくりWG

(1) 開催実績

○第1回会合 平成27年2月12日(木) 於:日本ユニシス株式会社(江東区)

参加者:30名(16団体)

うち、市区町村:13名/8団体、関係省庁:1名/1団体、

政府関係機関:6名/2団体、民間団体:10名/5団体

- ・講演 ① 「日本におけるオープンデータの取り組みに関し」
② 「～自治体オープンデータ推進ガイドライン(仮称)に関して～」
③ 「横浜市のオープンデータの取り組み」

・ワークショップ

(2) 活動成果

○講演に関しては各団体の理解を深めることが出来た。

○ワークショップに関しては、4グループに分かれてオープンデータに関する議論を行った。当日の参加者が環境未来都市のテーマを持つ方とオープンデータをテーマにしている参加者がいたため活発な意見交換が行われ、高齢者問題、子育て問題、オリンピック関連、除雪などの行政サービスに関する議論や職員のマインドなど取り組む地方公共団体の問題なども話し合われた。短い時間での議論であったため、結論を出すところまでは至らなかったが、参加者も手ごたえを感じた様子で次年度も引き続き活動をしていきたいとの意見があった。



「環境未来都市」構想推進協議会

3. 地方公共団体によるエネルギーと地域のマネジメントWG

(1) 開催実績

第1回会合 平成27年2月13日（金） 於：AP渋谷

参加者：37名(21団体)

うち、市区町村：10名/10団体、関係省庁：4名/2団体、
政府関係機関：4名/2団体、民間団体：19名/7団体

- ・WG主旨、エネルギーと地域のマネジメントに関わる論点等の説明
- ・参加団体への意見照会結果の紹介
- ・グループディスカッション及び結果の発表

(2) 活動成果

○論点として『エネルギー』と『地域のマネジメント』との関係、取組の目的、連携方法、取り組みパターンなどについて紹介した上で、各地域での課題、成功事例、参考としている他事例、また、課題となっている取組等を前に進めるための方策についてグループディスカッションを行った。

○ディスカッションにおいては、地域課題から取組を導出するためのツールである『地域のデザインシート』を活用し、参加団体の地域の実情に即した課題、解決策の議論及び共有を行った。

4. 「環境未来都市」構想の国際展開WG

平成26年度に実施予定としていた“「環境未来都市」構想の国際展開WG”（富山市提案）については、国際展開の取組に関する情報共有や課題整理、課題解決に向けた議論を行い、成功事例の普及展開の一助とすることを目的に提案したものであるが、国内外の2度の国際フォーラムの機会を積極的に活用し、複数の自治体や企業等の関係機関と情報交換することで、当WGの目的は達成すると考えられ、富山市と内閣府協議の上開催を見送ることとした。



「環境未来都市」構想推進協議会

Ⅱ 平成 27 年度のワーキンググループの活動について（案）

協議会規約第 8 条第 2 項に基づき、下記のとおりワーキンググループの活動について提案があった。

提案. 1 パシフィックコンサルタンツ株式会社

名 称：地方公共団体によるエネルギーと地域のマネジメントWG

組 織：協議会参加団体のうち希望するもの

内 容：エネルギーに関わるいくつかの施策テーマを題材としてそれらを地域のマネジメントに活かしていくための具体的な取組の考え方、実施方法、課題などについて、参加者の提供する情報等に基づき議論するとともに、エネルギー面での効果に止まらず、コスト削減や地域活性化などの副次的効果を狙った取組の在り方について議論し、具体的課題の深堀と取組成功のためのノウハウを共有することで、各地の地方公共団体における取組を促進することを目指す。

- 例・エネルギーの地産地消と地域活性化（新電力・地域エネルギー事業など）
- ・地域資源を活用した地方創生（木質バイオ、地熱などの地域エネルギーを活用した地方創生の取組み）

提案. 2 日本ユニシス㈱

名 称：オープンデータを活用した課題解決型まちづくりWG

組 織：協議会参加団体のうち希望するもの

内 容：地域活性化に向けて取り組むべき課題（環境問題・少子高齢問題など）をテーマにオープンデータを活用して出来ることの検討を行う。まずはオープンデータに関する情報（国内・国外の状況、事例など）を取得し、メンバーでその実用可能性について議論を深める。さらにはこのWGを通じて得られた知見をもとに、オープンデータを活用し、各地域課題解決型まちづくりプランまで発展することを目指す。

【オープンデータに関するワークショップを開催】

- ・オープンデータの情報共有（講演）
- ・各自治体の課題を持ち寄り、課題解決のアイデアを討議（アイデアソン形式）
- ・課題に対する具体案の検討

【平成 27 年度WG募集のお知らせ】

平成 27 年度のワーキンググループの提案については、
今後も、随時、受付けております。

提案したいWG活動テーマがある場合は、「H27WG活動テーマ募集（様式1）」をお送り
いただくか、お電話でお問い合わせください。

あて先

内閣府地方創生推進室（担当 荻曾・央戸）

電 話 03-5510-2175

メール g.futurecity.council@cao.go.jp



「環境未来都市」構想推進協議会

報告1. 後援名義の発出について

平成 26 年度に「環境未来都市」構想推進協議会の後援等名義に関する規程に基づいて次の 3 件について、後援名義を発出した。

項 目	内 容
行事等の名称	エコビジネスの芽を見つけ、育てるコンテスト 「eco japan cup 2014」
行事等の目的	地球温暖化等環境問題を解決するために、経済のエコ化を促進する目的で環境ビジネス等を発掘し支援するコンテストイベントを開催し、環境保全や環境技術のイノベーション等によって、地域の課題解決と地域経済の活性を同時に解決するような様々な環境ビジネスモデル、アイデア、作品について、専門家からの助言を行うことにより、事業の発展を支援する。
行事等の主催者	エコジャパン官民連携協働推進協議会
行事等の期間(期日)	平成 26 年 6 月 10 日(火)～平成 27 年 3 月 31 日(火)
行事等の場所	エコプロダクツ 2014 会場 東京ビッグサイト(東京都江東区有明 3-21-1)

項 目	内 容
行事等の名称	「環境モデル都市まつやま」地域特性を活かした低炭素まちづくりフォーラム
行事等の目的	松山市が取り組む「環境モデル都市まつやま」を広く周知啓発することにより、環境モデル都市についての理解を深めてもらう。
行事等の主催者	愛媛県松山市
行事等の期間(期日)	平成 26 年 10 月 18 日(土)
行事等の場所	松山市総合コミュニティセンター 文化ホール(愛媛県松山市湊町 7 丁目 5 番地)

項 目	内 容
行事等の名称	地域に広がる新たな再生可能エネルギー ～再生可能エネルギーによる安全・安心なまちづくりを目指して～
行事等の目的	太陽光、水力、バイオマス、地熱などの再生可能エネルギー等を有効利用することにより、産学民官が一体となって実現できる地域の「エネルギー循環型社会」のあり方について考える。
行事等の主催者	愛媛県松山市、愛媛大学
行事等の期間(期日)	平成 27 年 3 月 19 日(木)
行事等の場所	愛媛大学 南加記念ホール(愛媛県松山市道後樋又 10-13)



報告2. その他の活動状況について

1. 第4回「環境未来都市」構想推進国際フォーラムの開催について

「環境未来都市」構想を推進するため、『レジリエンス向上と環境未来都市』をテーマとして、「環境未来都市」構想への理解と協力の輪の拡大、各環境未来都市の先進的取組を国内外へ発信、国際的ネットワークの構築と深化を目的に第4回国際フォーラムを開催した。

- 日 時：平成 26 年 12 月 6 日（土）
- 場 所：東松島市コミュニティセンター（宮城県東松島市）
- 主 催：内閣官房・内閣府、「環境未来都市」構想推進協議会
- 参加者：約 250 人
- 内 容：基調講演／全体セッション／分科会／全体総括
- まとめ：

【総論】

「環境未来都市」構想を進めていくことがレジリエンス向上に繋がる。レジリエンス向上を負担と捉えるのではなく、より新しい価値を生むまちづくりに繋げることが重要である。

【確認】

以下の二つの共通認識を得た。

- ①高齢社会における都市のレジリエンス
 - ・元気な高齢者は地域社会の支え手となり、地域力向上にも重要な存在であり、レジリエンス向上の重要な要件である。
- ②コミュニティのあり方とレジリエンスの向上
 - ・レジリエンスはハードウェアやインフラだけではなく、ソフトウェアの面も重要であり、特に日頃のコミュニティの状況が、災害時や復興に対する対応力を左右する。



来賓挨拶：駐日デンマーク大使
A・カーステン・ダムスゴー氏



登壇者等の顔ぶれ



「環境未来都市」構想推進協議会

2. 「環境未来都市」構想推進国際フォーラム in マレーシアの開催について

「環境未来都市」構想の海外への発信力を高めるとともに、都市間連携の構築と事業化に向けた成功事例の共有のため、「環境未来都市と持続可能な都市づくり」をテーマとして、初の海外フォーラムをマレーシア・ジョホールバル市で開催した。

今回はより効果を高めるため環境省実施の「ASEAN環境的に持続可能な都市ハイレベルセミナー」とも連携・協力して実施した。



会場の様子

○日 時：平成 27 年 2 月 8 日（日）～9 日（月）

○場 所：マレーシア・ジョホールバル市（Thistle Johor Bahru）

○主 催：内閣官房・内閣府

○共 催：マレーシア連邦政府住宅・地方自治省、国土開発庁、イスカンダル地域開発庁、ジョホール州、ジョホールバル市、マレーシア工科大学

○参加者：10 か国、約 300 人（日本及びマレーシアの政府・関係機関・自治体・企業等、日本からは約 70 名が参加）

○内 容：

- ・基調講演
- ・事例紹介（横浜市、北九州市、東松島市、富山市、京都市、ニセコ町）
- ・環境未来都市構想の海外展開、イスカンダル開発計画の展望と課題をテーマとしたプレゼンテーション・ディスカッション
- ・フィールドツアー

○まとめ：

- ・基調講演では、建築環境・省エネルギー機構理事長村上周三氏より、「環境未来都市」構想のコンセプト等を説明、マレーシア連邦政府国土開発庁長官ダリア・ロスリー氏より、マレーシアにおけるスマートシティの取組を紹介。
- ・日本とマレーシアの各都市の取組事例の紹介、今後の課題などについて議論を行い、お互いの課題解決に向けた方向性や相互協力体制など意見交換を実施し、世界各地とともに環境未来都市を目指していきながら、自分自身の経験に基づいた知見の共有を国際的に行っていくことがさらに深化を促すことを確認した。



「環境未来都市」構想推進協議会

- ・マレーシアの国家プロジェクトであるジョホール州イスカンダル開発計画を進めているジョホールバル市で開催することで「環境未来都市」構想のコンセプトの更なる普及展開を図ることができた。
- ・日本から参加した、環境未来都市・環境モデル都市である6都市のビジネスやNGOの活動を、ポスターセッション等により、各国の都市及び企業間のビジネスマッチングを実施し、多くの関心が寄せられた。

○その他：

- ・富山市とイスカンダル地域開発庁が、公共交通機関の導入や再生エネルギー発電分野の技術供与などで今後の連携・協力についての覚書を締結。
- ・気候ネットワーク(京都市)とIskandarMalaysia Kikoが地球温暖化と低炭素社会についての小学校での教育プログラムについて今後の連携・協力についての覚書を締結。



プレゼンテーション／ディスカッション



事例紹介：富山市



基調講演：マレーシア国土開発庁長官
ダリア・ビンティ・ロスリー氏



登壇者等の顔ぶれ



「環境未来都市」構想推進協議会

3. エコプロダクツ 2014 への出展について

環境への関心の高いビジネスパーソンや生活者を約 16 万人動員する日本最大級の環境展示会であり、環境先端技術・サービス等の新しいビジネスや企業・団体の環境への取組が多数紹介される「エコプロダクツ 2014」において、協議会構成員計 5 団体と協力して「環境未来都市ゾーン」展示コーナーを構成し、協議会展示ブースにおいて、協議会構成員の取組について P R を行った。

○日 時：平成 26 年 12 月 11 日（木）～13 日（土）

○場 所：東京都（東京ビッグサイト）

○主 催：（社）産業環境管理協会、日本経済新聞社

○「環境モデル都市・環境未来都市ゾーン」出展団体

つくば市、富山市、西栗倉村、橈原町、横浜市、「環境未来都市」構想推進協議会

※北九州市は「ビジネス特区」にて出展



「環境未来都市」構想推進協議会規約

平成20年12月14日

(一部改正：平成22年5月28日)

(一部改正：平成24年5月29日)

(一部改正：平成27年6月5日)

(名 称)

第1条 本会は、「「環境未来都市」構想推進協議会」（以下「推進協議会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 本会は、21世紀の人類共通の課題である環境や超高齢化対応などに関して、これを解決する成功事例を創出し、全国へ展開・波及させることで我が国全体における持続可能な経済社会づくりの推進を図るとともに、我が国の優れた取組を世界に発信することを目的とする。

(業 務)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 構成員市区町村のアクションプラン※の策定支援、優れた取組に対する表彰・賞の授与、環境未来都市、環境モデル都市の取組の評価など、全国への展開・波及に関する業務
- 二 環境未来都市、環境モデル都市及びその他の構成員間の先導的取組・学術研究等の情報共有及び相互啓発に関する業務
- 三 都市と地方の連携強化など広域的取組や複合的取組の企画・推進に関する業務
- 四 我が国の優れた取組の世界に向けた情報発信や国際連携促進に関する業務
- 五 その他本会の目的を達成するために必要な業務

(組 織)

第4条 本会は、以下の構成員をもって組織する。

- 一 環境未来都市、環境モデル都市、その他環境や超高齢化などに対応した都市・地域づくりに意欲のある市区町村。（以下「一号会員」という。）
- 二 関係省庁、都道府県、関係政府機関等（以下「二号会員」という。）
- 三 民間団体等

(役 員)

第5条 本会に、会長1名および幹事複数を置く。

- 2 会長は、一号会員の中から総会で選出する。
- 3 幹事は、一号会員又は二号会員の中から総会で選出する。
- 4 会長および幹事の任期は1年間とする。ただし再任を妨げない。
- 5 会長は、本会を代表し、推進協議会の運営にあたる。
- 6 幹事は、会長を補佐し、推進協議会の運営にあたる。
- 7 会長は、必要に応じて幹事会を招集し、その議事を総理する。

(総 会)

第6条 総会は、年1回開催されるほか、必要に応じて会長が招集する。

- 2 総会は、推進協議会の運営方法、検討事項等について意思決定を行う。

- 3 総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は会長の決するところによる。
- 4 会長は、総会の議事を総理する。

(低炭素都市推進部会)

第7条 総会の下に低炭素都市推進部会を設置する。

- 1 低炭素都市推進部会は、部会長と委員で構成する。部会長、委員は協議会構成員の中から総会で選出する。
- 2 部会長および委員の任期は1年間とする。ただし再任を妨げない。
- 3 低炭素都市推進部会は、低炭素型の都市・地域づくりに係る第8条に定めるワーキンググループ等を取りまとめるとともに、必要に応じて助言等を行う。

(ワーキンググループ等)

第8条 業務の必要に応じて、本会に構成員の一部により組織されたワーキンググループ等を設置することができる。

- 2 本会の構成員は、ワーキンググループ等の設置を提案できる。
- 3 ワーキンググループ等の設置、組織及び名称は、前項の提案にもとづいて総会で決定する。
- 4 ワーキンググループ等には、必要に応じて構成員以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第9条 本会の事務局は、内閣府地方創生推進室に置く。

- 2 事務局長は、内閣府地方創生推進室長とする。
- 3 事務局長は、推進協議会の庶務を総理し、処理する。

(雑 則)

第10条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規約は、平成20年12月14日から施行する。

附 則（平成22年5月28日）

この規約は、平成22年5月28日から施行する。

附 則（平成24年5月29日）

この規約は、平成24年5月29日から施行する。

附 則（平成27年6月5日）

この規約は、平成27年6月5日から施行する。

※アクションプラン

温室効果ガスの大幅削減に向けて行動する市区町村が策定する以下の内容を含む具体的実施計画

- 1) 2050年前後までの長期の温室効果ガスの削減目標とその中間的な目標としての中期（2020年～2030年前後までの期間）の温室効果ガスの削減目標とその達成に向けた取組方針
- 2) 策定後5年以内に具体化する予定の取組内容

「環境未来都市」構想推進協議会の後援等名義に関する規程

平成21年4月1日

(一部改正：平成24年5月29日)

(一部改正：平成27年6月5日)

(趣旨)

第1条 「環境未来都市」構想推進協議会としてその趣旨に賛同し、積極的に支援する価値があると認められる講演会、講習会、競技会、普及運動その他の行事、映画の製作、出版物の刊行等（以下「行事等」という。）に対しては、この規程の定めるところにより、「環境未来都市」構想推進協議会の後援、協賛、賛助、監修等（以下「後援等」という。）の名義の使用を承認できるものとする。

(審査基準)

第2条 後援名義等の使用は、次に掲げる基準を満たすと認められる行事等について、これを承認することができる。この場合において、「環境未来都市」構想推進協議会の信用を失墜させることのないよう十分配慮しなければならない。

(1) 主催者等及び関係者に関する基準

行事等の主催者、製作者、発行者等（以下「主催者等」という。）が、次のいずれかに該当し、かつ、主催者等及び関係者が信用し得る者であること。

ア 国の行政機関（独立行政法人、特殊法人、認可法人を含む。）

イ 地方公共団体（地方独立行政法人を含む。）

ウ 国立大学法人、大学

エ 公益法人（宗教法人を除く。）又はこれに準ずる団体

オ 新聞社、ラジオ放送事業者、テレビジョン放送事業者、映画会社等の報道機関

カ アからオまでに掲げる者に準ずると認められる者

(2) 行事等の内容に関する基準

行事等の内容が、次のアからカまでに適合するものであること。

ア 低炭素社会づくりの推進、普及又は啓もうに積極的に寄与するものであること。

イ 行事等の所要経費についての資金計画が十分なものであること。

ウ 特定の者の利益が図られるおそれのないものであること。

エ 行事等にあつては、事故防止及び公衆衛生のための措置が十分に講じられているものであること。

(申請手続)

第3条 行事等の主催者は、別紙様式による申請書に、次に掲げる関係書類を添えて、当該行事等の1か月前（ポスターその他の印刷物等に後援等団体名を掲載する場合には、その印刷の1か月前）までに、「環境未来都市」構想推進協議会会長（以下「会

長」という。)に申請を行わなければならない。

(1) 行事等の概要(例えば、行事にあっては、その目的、日時、議事次第、出席者、出品内容、使用施設、事故防止及び公衆衛生のための措置、入場料、他の後援等の団体(申請中のものを含む。)等)を明らかにする書類

(2) 行事等の収支予算書

(3) 主催者等が民間団体である場合には、定款又は寄付行為、会則、役員名簿、活動状況等その団体の性格及び内容を明らかにする書類

2 会長は、前項の申請を受理した場合には、内閣府地方創生推進室に当該申請書の写しを送付するものとする。

(承認の決定手続)

第4条 承認は、会長である地方公共団体において、当該団体の後援等名義に関する規程による手続に準じて、決定するものとする。

2 会長は、後援等名義の使用を承認した場合には、当該承認の日以後の直近の総会において、その旨及びその内容を報告するものとする。

(承認前に会長の交替があった場合の手続)

第5条 申請後、承認前に会長が交替した場合にあっては、当該申請を受理した会長(以下「元会長」という。)は、交替後の会長(以下「新会長」という。)に対し、申請者から提出された書類等のすべてを移送するものとする。

2 前項の場合において、申請は当初から新会長に対してなされたものとみなす。

3 元会長及び新会長は、会長の交替に伴い、申請者に不利益が生じないように、配慮するものとする。

(監督指導)

第6条 承認後においても、会長は、次に掲げるところにより、主催者等を監督指導するものとする。

(1) 行事等について主催者等又は関係者がこの規程の趣旨に反する行為を行わないように常に注意する。

(2) 主催者等又は関係者がこの規程の趣旨に反する行為を行っている疑いがある場合には、現地調査等必要な調査を行い、その事実が判明した場合には、主催者等に対しその是正を文書により勧告する。

(承認の取消)

第7条 主催者等が前条第2号の勧告に従わない場合は、会長は、内閣府地方創生推進室と協議の上、速やかに承認を取り消し、直ちに主催者等に通知するとともに、必要な措置を講じなければならない。

(結果の報告)

第8条 会長は、行事等の終了後、速やかに、申請者から行事等の実施内容、収支決算その他必要な事項を記載した結果報告書を提出させなければならない。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 5 月 29 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 6 月 5 日から施行する。

別紙様式

文 書 番 号
年 月 日

「環境未来都市」構想推進協議会会長
殿

申請者住所
氏 名 印

〇〇〇〇に対する「環境未来都市」構想推進協議会後援（協賛等）の名義の
使用
の承認申請について

下記〇〇〇〇に対する「環境未来都市」構想推進協議会後援（協賛等）の名
義使用の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 行事等の名称及び目的
- 2 行事等の主催者
- 3 行事等の期間（期日）及び場所

「環境未来都市」構想推進協議会 構成員（合計244団体）

市区町村(114団体)

北海道釧路市	北海道帯広市	北海道下川町	北海道洞爺湖町	北海道ニセコ町	青森県青森市
岩手県大船渡市	岩手県陸前高田市	岩手県釜石市	岩手県住田町	宮城県仙台市	宮城県岩沼市
宮城県東松島市	福島県新地町	福島県南相馬市	茨城県土浦市	茨城県つくば市	栃木県宇都宮市
栃木県小山市	群馬県館林市	群馬県みなかみ町	埼玉県さいたま市	埼玉県川越市	埼玉県熊谷市
埼玉県川口市	埼玉県東松山市	埼玉県春日部市	埼玉県戸田市	千葉県柏市	千葉県流山市
千葉県浦安市	東京都千代田区	東京都中央区	東京都港区	東京都江東区	東京都豊島区
東京都荒川区	東京都板橋区	東京都武蔵野市	東京都調布市	神奈川県横浜市	新潟県新潟市
新潟県長岡市	新潟県柏崎市	新潟県見附市	新潟県上越市	富山県富山市	石川県加賀市
石川県羽咋市	山梨県山梨市	山梨県北杜市	長野県長野市	長野県飯田市	岐阜県岐阜市
岐阜県大垣市	岐阜県高山市	岐阜県中津川市	岐阜県各務原市	岐阜県白川町	岐阜県御嵩町
静岡県掛川市	愛知県名古屋市	愛知県豊橋市	愛知県刈谷市	愛知県豊田市	愛知県安城市
愛知県新城市	滋賀県彦根市	滋賀県近江八幡市	滋賀県守山市	滋賀県 東近江市	滋賀県愛荘町
京都府京都市	京都府宮津市	京都府京丹後市	京都府木津川市	京都府京丹波町	大阪府大阪市
大阪府堺市	大阪府豊中市	大阪府吹田市	大阪府泉大津市	大阪府枚方市	大阪府門真市
兵庫県神戸市	兵庫県尼崎市	兵庫県加西市	兵庫県南あわじ市	奈良県生駒市	島根県出雲市
岡山県岡山市	岡山県倉敷市	岡山県西粟倉村	広島県広島市	山口県宇部市	徳島県上勝町
徳島県那賀町	香川県高松市	愛媛県松山市	高知県高知市	高知県梼原町	福岡県北九州市
福岡県福岡市	福岡県岡垣町	長崎県長崎市	長崎県五島市	熊本県熊本市	熊本県水俣市
熊本県小国町	鹿児島県鹿児島市	沖縄県那覇市	沖縄県宮古島市	沖縄県南城市	沖縄県浦添市

道府県(46団体)

北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県
福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県
神奈川県	新潟県	富山県	石川県	福井県	山梨県
長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	滋賀県
京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県
島根県	岡山県	広島県	山口県	徳島県	香川県
愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県
大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県		

関係各省(12省庁)

内閣官房	内閣府	警察庁	総務省	外務省	財務省
文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	環境省

関係政府機関(28団体)

独立行政法人 科学技術振興機構	独立行政法人 建築研究所
独立行政法人 国立環境研究所	独立行政法人 産業技術総合研究所
独立行政法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構	独立行政法人 都市再生機構
日本下水道事業団	一般財団法人 大阪科学技術センター
公益財団法人 日本下水道新技術機構	一般財団法人 みなと総合研究財団
一般財団法人 建築環境・省エネルギー機構	公益財団法人 地球環境戦略研究機関
一般財団法人 地域活性化センター	一般財団法人 都市みらい推進機構
一般財団法人 都市農山漁村交流活性化機構	一般財団法人 日本エネルギー経済研究所
公益財団法人 都市緑化機構	一般財団法人 ヒートポンプ・蓄熱センター
一般財団法人 民間都市開発推進機構	一般社団法人 都市エネルギー協会
一般社団法人 都市環境エネルギー協会	一般社団法人 日本ガス協会
一般社団法人 日本機械工業連合会	一般社団法人 日本公園緑地協会
公益社団法人 日本交通計画協会	一般社団法人 日本ボイラ協会
公益財団法人 交通エコロジー・モビリティ財団	一般財団法人 日本国際協力システム

民間団体(44団体)

株式会社インフォメックス	株式会社エックス都市研究所
株式会社NTTデータ経営研究所	大阪ガス株式会社
オムロン株式会社	カーボンフリーコンサルティング株式会社
株式会社ジェーシービー	株式会社JTB首都圏
株式会社JTB法人東京	シンフォニアテクノロジー株式会社
株式会社スーパーソフトウェア	積水ハウス株式会社
大成建設株式会社	大和ハウス工業株式会社
東京ガス株式会社	日経BP社
株式会社日建設総合研究所	日発販売株式会社
日本アイ・ピー・エム株式会社	日本ユニシス株式会社
特定非営利活動法人 バイオマス産業機構	パシフィックコンサルタンツ株式会社
有限会社富士タクシー	富士通株式会社
株式会社フルタイムシステム	マイクライメイトジャパン株式会社
株式会社三井住友銀行	株式会社三井物産戦略研究所
三菱自動車工業株式会社	株式会社三菱総合研究所
東京海上研究所	日本オーニング協会
DIC株式会社	東日本未来都市研究会
株式会社カルチュレード	PwC Japan
横浜市資源リサイクル事業協同組合	博報堂
清水建設株式会社	株式会社ロスフィー
特定非営利活動法人 エヌピーオー・フュージョン長池	株式会社九電工
第一交通産業株式会社	住友商事株式会社